

名古屋港管理組合公報

平成19年12月28日
(金曜日)
第409号

目 次 告 示

○港湾施設の変更	1
○放置自動車の廃物認定	2
公 告	
○名古屋港港湾計画の変更の概要	2
正 誤	
○公報号外第220号	2

告 示

名古屋港管理組合告示第44号

次の港湾施設は、平成19年12月25日から次のとおり変更した。

平成19年12月28日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

施設の種類 荷さばき地

変更前

区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	位 置	面 積	区 画
空見ふ頭北C荷さばき地 (空見北C)	3 級	97号岸壁隣接	2,120 平方メートル	図による

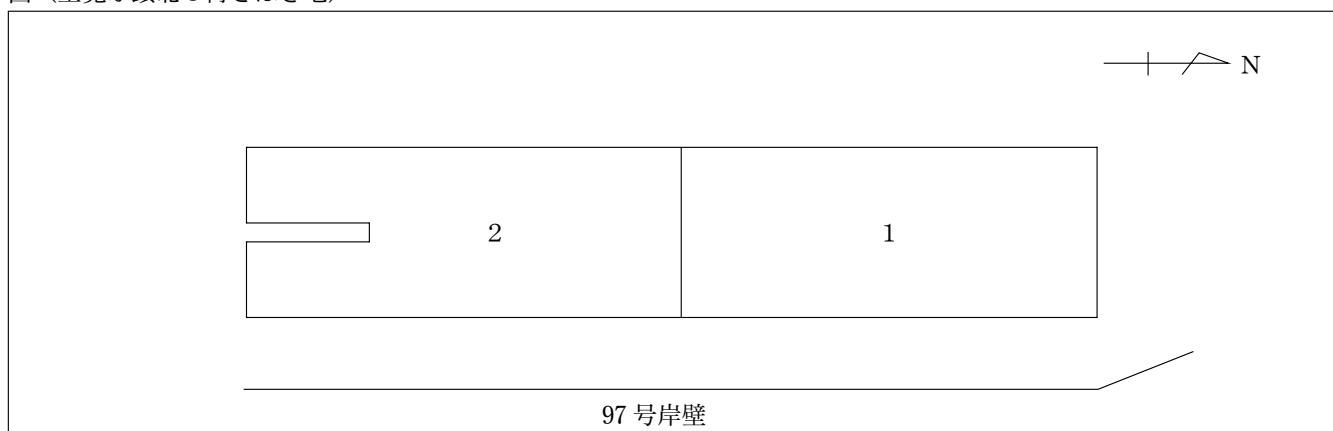
(図は省略)

変更後

区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	位 置	面 積	区 画
空見ふ頭北C荷さばき地 (空見北C)	3 級	97号岸壁隣接	2,086 平方メートル	図による

図 (空見ふ頭北C荷さばき地)



備考

1 数字は、区画の名称を示す。

2 空見北Cの区画の面積は、1は1,060平方メートル、2は1,026平方メートルである。

名古屋港管理組合告示第45号

名古屋港管理組合放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成14年名古屋港管理組合条例第7号）第4条の規定に違反し、港湾施設等に放置されている自動車について廃物と認定するため、同条例第10条第3項の規定に基づき次のように告示する。

平成19年12月28日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

- 1 下記の自動車の所有者等は、平成20年1月11日までにこの自動車を撤去すること。
- 2 上記期限までに撤去されない場合は、廃物と認定し、管理者又は管理者の命じた者若しくは委任した者が、下記物件の所有者等の負担において処分等を行う。
- 3 問い合わせ先 港営部港営課庶務係

整理番号	所 在 地	車 種 等	登録番号等	塗 色
19管003	名古屋市港区作倉町	トヨタ ライトエース	不明	茶

公 告

名古屋港管理組合公告

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定に基づき、名古屋港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。
平成19年12月28日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

1 港湾計画の変更の概要

平成12年4月14日名古屋港管理組合公報第242号により、その概要を公告した名古屋港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(1) 専用埠頭計画

以下のとおり計画する。

岸壁

地区名	水深（メートル）	バース数	延長（メートル）
南部地区	7.4	1	150

ドルフィン

地区名	水深（メートル）	バース数
南部地区	7.4	1

(2) 水域施設計画

以下のとおり計画する。

泊地

地区名	水深（メートル）	面積（ヘクタール）
南部地区	7.4	1

2 港湾計画の縦覧の場所

名古屋市港区入船一丁目8番21号 名古屋港管理組合 企画調整室 計画担当

正 誤

平成19年12月20日公報号外第220号3ページ緑地整備箇所図中「弥富町」は「弥富市」の誤り。

発行所 名古屋市港区入船一丁目8番21号

名古屋港管理組合